

自然公園法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間

(平成 27 年 4 月 1 日設定)

(令和 2 年 5 月 8 日改正)

第 1 「国定公園事業執行協議又は認可」(自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 16 条第 2 項及び第 3 項)の審査基準は、「福岡県国定公園事業取扱要領」(平成 26 年 4 月 1 日付 25 自第 1836 号。以下「取扱要領」という。)第 9 のとおりとする。ただし、宿舎に関する公園事業であって、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けるものにあつては、「自然公園法の「宿舎に関する国定公園事業に係る分譲型ホテル等の執行の協議又は認可」の運用指針及び細部解釈」(令和 2 年 3 月 6 日付)に定めるとおりとする。

※ 標準処理期間 30 日

第 2 「国定公園事業執行認可事項変更協議又は認可」(自然公園法第 16 条第 4 項において準用する自然公園法第 10 条第 6 項)の審査基準は、取扱要領第 13 のとおりとする。

※ 標準処理期間 30 日

第 3 「国定公園事業の合併または分割による承継の協議又は承認」(自然公園法第 16 条第 4 項において準用する自然公園法第 12 条第 1 項)の審査基準は、取扱要領第 19 のとおりとする。

※ 標準処理期間 30 日

第 4 「国定公園事業の相続による承継の承認」(自然公園法第 16 条第 4 項において準用する自然公園法第 12 条第 2 項)の審査基準は、取扱要領第 21 のとおりとする。

※ 標準処理期間 30 日

第 5 「特別地域内行為許可」(自然公園法第 20 条第 3 項)、「特別保護地区内行為許可」(自然公園法第 21 条第 3 項)及び「海域公園地区内行為許可」(自然公園法第 22 条第 3 項)の審査基準は、自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法(平成 12 年 8 月 7 日環自計第 171 号及び環自国第 448-1 号環境庁自然保護局長通知別添)に定めるとおりとする。

※ 標準処理期間 30 日